

会長	事務局長	主幹	係

大府市農業委員会
第 6 7 8 回総会議事録

大府市農業委員会

農業委員会等に関する法律第33条の規定により、第678回大府市農業委員会の議事録を作成する。

令和4年3月18日
大府市農業委員会
会長 久野 一弘

大府市農業委員会総会議事録

- ・開催日時 令和4年3月18日（金） 午後3時～3時30分
- ・開催場所 大府市役所5階 全員協議会室
- ・出席委員

（農業委員）

会 長	1 3 番	久野 一弘
副会長	1 2 番	深谷 勝義
委 員	1 番	近藤 武
	2 番	服部 啓子
	3 番	濱島 守
	4 番	本田 貴士
	5 番	鈴木 広子
	6 番	竹内 敬三
	7 番	相羽 誠二
	8 番	深谷 英一
	9 番	神谷 登
	1 0 番	成田 正彦
	1 1 番	加古 春久

（農地利用最適化推進委員）

	1 4 番	浅田 勲
	1 5 番	大嶋 英二
	1 6 番	加古 俊治
	1 7 番	鈴置 省悟
	1 8 番	深谷 幸子
	1 9 番	山口 茂樹

- ・欠席委員

（農業委員） なし

（農地利用最適化推進委員） なし

会 期	1 日
-----	-----

議 事 日 程（第 6 7 8 回）

令和 4 年 3 月 1 8 日

日程	議案 番号	件 名	備 考
1		会議書記の指名について	
2	報告 1	農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出の受理について	
3	報告 2	農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の受理について	
4	報告 3	農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理について	
5	報告 4	農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について	
6	報告 5	使用貸借解約の解約通知書について	
7	報告 6	現況証明願について	
8	報告 7	農地改良届について	
9	報告 8	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の取下願書について	
1 0	報告 9	農業振興地域の整備に関する法律施行令第 1 0 条の農業振興地域整備計画に係る軽微な変更について（用途区域変更）	
1 1	議案 1	農地法第 3 条の規定による許可申請について	
1 2	議案 2	農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について	
1 3	議案 3	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について	
1 4	議案 4	農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農業委員会の決定について（利用権設定）	
1 5	議案 5	農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（一括方式）	
1 6	議案 6	農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定による農業委員会の意見について（農振農用地利用計画変更）	

・ 農業委員会事務局職員

事務局長 伴 則幸
事務局 松下 景美

(久野一弘 議長)

ただいまから第678回総会を開会いたします。総会の定足数について事務局より報告してください。

(伴 則幸 事務局長)

総会の定足数につきまして、ご報告いたします。

農業委員会の在任委員13名全員の出席で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員6名全員の出席をいただいております。報告は以上です。

(久野一弘 議長)

日程第1「会議書記の指名」を行ないます。

本日の会議書記には農業委員会事務局の伴則幸氏と松下景美氏を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

日程第2「報告第1号」『農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について』から、日程第10「報告第9号『農業振興地域の整備に関する法律施行令第10条の農業振興地域整備計画に係る軽微な変更について（用途区域変更）』についてまで、事務局より説明してください。

(伴 則幸 事務局長)

日程第2報告第1号『農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について』ご説明します。

市街化区域内において所有者自らが行う農地転用で、議案書1頁の計1件です。畑1筆、転用面積は、644㎡です。転用目的は、共同住宅です。局長専決処理の上、受理通知した旨を報告します。

続いて日程第3報告第2号『農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について』ご説明します。

市街化区域内において権利設定・移転の伴う農地転用で、議案書2頁から3頁の6件です。畑8筆、田3筆、転用面積は3,704.96㎡で、転用目的は住宅5件、店舗及び駐車場が1件です。

局長専決処理の上、受理通知した旨を報告します。

続いて日程第4報告第3号『農地法第3条の3の規定による届出の受理について』ご説明します。

農地を相続により取得した場合に届出していただくもので、議案書4頁の4件、畑11筆、田1筆、計6,149㎡の届出がありました。

局長専決処理の上、受理通知した旨を報告します。

続いて日程第5報告第4号『農地法第18条第6項の規定による通知について』ご説明します。

農地又は採草放牧地の賃貸借契約の合意による解約通知で、議案書5頁から13頁の27件、畑3筆、田40筆、37,210㎡の届出がありました。

局長専決処理の上、受理通知した旨を報告します。

続いて日程第6報告第5号『使用貸借契約の解約通知について』ご説明します。

農地又は採草放牧地の使用貸借契約の合意による解約通知で、

議案書14頁から15頁の9件、畑1筆、田10筆、10,307㎡の届出がありました。

局長専決処理の上、受理通知した旨を報告します。

続いて日程第7報告第6号『現況証明願について』ご説明します。

20年以上前から非農地であることが、公的な証明にて確認できることをもって願出されるもので、議案書16頁の2件、畑3筆、114.91㎡の願出がありました。

局長専決処理の上、受理通知した旨を報告します。

続いて日程第8報告第7号『農地改良届出について』ご説明します。

農地を嵩上げ、場合によっては切土して、農地として利用されるもので、議案書17頁から18頁の計2件、畑15筆、田4筆、合計13,390.46㎡の届出がありました。大府市農業委員会農地改良届け出に関する指導要綱の適用範囲及び基準のすべての項目に適合しておりましたので、局長専決処理の上、受理通知した旨をご報告します。

なお、1番の案件につきましては、「大府市土砂等の採取及び埋立て等に関する条例」にも該当しておりますので、市長の許可を取得しております。

続いて日程第9報告第8号『農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願書について』ご説明します。議案書19頁の1件、畑3筆、633㎡です。当該案件につきましては、令和3年12月20日に議案第2号1番において審議し、委員会が特に付すべき意見はなしと議決し愛知県に送付した案件でございますが、申請者において事業の見直しが発生したため、取下願書が提出されました。3月3日付けで県から申請書類が返送されましたのでご報告します。

続いて日程第10報告第9号『農業振興地域の整備に関する法律施行令第10条の農業振興地域整備計画に係る軽微な変更について（用途区域変更）』についてご説明します。議案書20頁の1件、田1筆、682㎡の内198㎡です。当該案件につきましては、令和3年6月に取得した農地の一部に、やはり取得した農地に栽培予定のイチゴやオリーブの加工品の直売所兼農業用倉庫を建設するための変更でございます。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

（久野一弘 議長）

ただいまの報告第1号から報告第9号までについて、質問等はございませんか。

（「なし」の声）

質問、意見等がないようです。

これらは報告案件でございますので、了解いただきたいと思います。

次に、日程第11議案第1号『農地法第3条の規定による許可申請について』1件を上程いたします。事務局より説明してください。

（伴 則幸 事務局長）

議案第1号『農地法第3条の規定による許可申請について』ご説明します。

農地を農地として権利の設定、移転を行うものであり、議案書21頁の大府市農業委員会の許可案件1件、畑2筆、593㎡です。

世帯内贈与が目的の申請です。

議案内容の詳細については、協議会でご説明させていただいたとおり、農地法第3条第2項各号には、該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局説明について、質問等はありませんか。

(「なし」の声)

それでは、担当地区委員より意見をいただきたいと思います。

1 番の案件について鈴置委員どうぞ。

(鈴置省悟 委員)

1 番の譲受人は、所有農地及び借り受け農地の耕作状況及び従事日数等の要件を満たしておりますので、特に問題ありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などありませんか。

(「なし」の声)

特に意見はないようですので、議案第 1 号を採決します。

本申請を許可することに賛成の方は挙手願います。

「全員挙手」

全員賛成ですので、議案第 1 号は原案のとおり許可することに決定いたします。

次に、日程第 12、議案第 2 号『農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について』1 件を上程いたします。事務局より説明してください。

(伴 則幸 事務局長)

議案第 2 号『農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について』ご説明します。市街化調整区域内において所有者自らが農地転用を行う案件で、議案書 22 頁の愛知県知事の許可案件、1 件です。

1 番の案件は、自己用住宅を建設する目的で転用するものでございます。農地区分は、住宅等、その他の事業用施設、公共施設、または公益的施設が連担している区域に近接する区域で、おおむね 10 ヘクタール未満の規模の農地の区域にある農地で、第 2 種農地と判断されます。

申請書類の審査、現地確認を踏まえ、許可見込みありと判断されます。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局説明について、質問等はありませんか。

(「なし」の声)

それでは、担当地区委員より意見をいただきたいと思います。

1 番の案件について加古俊治委員どうぞ。

(加古俊治 委員)

1 番の申出地は、第 2 種農地ですが、土地造成は整地のみで、周囲はコンクリートブロックで囲まれております。汚水は合併処理浄化槽にて処理し、雨水とともに既設の排水管に放流されるため、隣接農地への影響はないと考えられます。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などございませんか。

(「なし」の声)

特に意見はないようですので、議案第2号を採決します。

本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見はなしとすることに賛成の方は挙手願います。

「全員挙手」

全員賛成ですので、議案第2号は委員会の意見なしで愛知県知事に送付することに決定いたします。

次に、日程第13議案第3号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』5件を上程します。

事務局より説明してください。

(伴 則幸 事務局長)

議案第3号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』ご説明します。

市街化調整区域内で権利設定・移転の伴う農地転用で、議案書23頁から24頁の、愛知県知事の許可案件、計5件です。

1番の案件は資材置場を整備する目的で転用するものでございます。農地区分は、住宅等、その他の事業用施設、公共施設、または公益的施設が連担している区域に近接する区域で、おおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域にある農地で、第2種農地と判断されます。

2番の案件は、分家住宅を建築する目的で転用するものでございます。農地区分は、住宅等、その他の事業用施設、公共施設、または公益的施設が連担している区域に近接する区域で、おおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域にある農地で、第2種農地と判断されます。

3番の案件は、分家住宅を建築する目的で転用するものでございます。農地区分は、住宅等、その他の事業用施設、公共施設、または公益的施設が連担している区域に近接する区域で、おおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域にある農地で、第2種農地と判断されます。

4番の案件は、分家住宅を建築する目的で転用するものでございます。農地区分は、住宅等、その他の事業用施設、公共施設、または公益的施設が連担している区域に近接する区域で、おおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域にある農地で、第2種農地と判断されます。

5番の案件は、従業員用駐車場を整備する目的で転用するものでございます。農地区分は、住宅等、その他の事業用施設、公共施設、または公益的施設が連担している区域に近接する区域で、おおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域にある農地で、第2種農地と判断されます。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局説明について、質問、意見等はありませんか。

(質問、意見なし)

それでは、担当地区委員より意見をいただきたいと思います。1番の案件について、大嶋委員どうぞ。

(大嶋英二委員)

1 番の申請地は第 2 種農地ですが、土地造成は整地のみです。周囲にはコンクリートブロックを設置し、雨水は U 字溝を経由し道路側溝へ排水される為、農地への影響はないと考えられます。問題ありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などございませんか。

(「なし」の声)

2 番の案件について神谷委員どうぞ。

(神谷 登 委員)

2 番の申請地は第 2 種農地ですが、土地造成は整地のみです。周囲にはコンクリートブロックを設置し、汚水は合併処理浄化槽にて処理した後、雨水とともに既設道路側溝に排水されるため、農地への影響はないと考えられますので、問題ありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などございませんか。

(「なし」の声)

3 番の案件について加古春久委員どうぞ。

(加古春久 委員)

3 番の申請地は、第 2 種農地ですが、土地造成は整地のみです。周囲にはコンクリートブロックを設置し、汚水は合併処理浄化槽にて処理した後、雨水とともに既設道路側溝に排水されるため、農地への影響はないと考えられますので、問題ありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などございませんか。

(「なし」の声)

4 番の案件について加古俊治委員どうぞ。

(加古俊治 委員)

4 番の申請地は、第 2 種農地ですが、土地造成は整地のみです。周囲には 3 方向にコンクリートブロックを 1 段設置し、汚水は合併処理浄化槽にて処理した後、雨水とともに既設水路に排水しますが、排水承諾も得ている為、農地への影響はないと考えられますので、問題ありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などございませんか。

(「なし」の声)

5 番の案件について浅田俊治委員どうぞ。

(浅田 勲 委員)

5 番の申請地は、第 2 種農地ですが、土地造成は、盛土後にアスファルト

舗装を施しますが、周囲をコンクリートブロックで囲み、雨水は地下調整池を経由して既設側溝に排水される為、周辺の農地に影響はないと考えられます。問題ありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などございますか。

(「なし」の声)

特に意見はないようですので、議案第3号を採決します。

本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見はなしとすることに賛成の方は挙手願います。

「全員挙手」

全員賛成ですので、議案第3号は、委員会の「意見なし」で愛知県知事に送付することに決定します。

次に、日程第14議案第4号『農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農業委員会の決定について（利用権設定）』2件を上程します。

事務局より説明してください。

(伴 則幸 事務局長)

案第4号『農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農業委員会の決定について（利用権設定）』ご説明します。

農業経営基盤の強化を図ることを主旨として、「農用地利用集積計画」が提出されております。25頁の計2件です。

市内の方1名、市外の方1名です。1番2番ともに新規就農者になります。

畑2筆、合計930㎡の申請です。農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしております。契約期間、賃借料については議案書に記載のとおりです。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局説明について、質問等はございませんか。

(質問、意見なし)

特に意見はないようですので、議案第4号を採決します。

原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

「全員挙手」

全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり承認することに決定します。

次に、日程第15議案第5号『農業経営基盤強化促進法に基づく農地利利用集積計画の承認について（一括方式）』21件を議題とします。

事務局より説明してください。

(伴 則幸 事務局長)

議案第5号『農業経営基盤強化促進法に基づく農地利利用集積計画の承認について（一括方式）』であります。農業経営基盤の強化を図ることを主旨として、「農用地利用集積計画」が提出されております。

公益財団法人愛知県農業振興基金が中間保有して利用権を設定するものです。

議案書 26 頁から 32 頁の計 21 件です。

いずれも田で 27 筆、24,860 m²の申請です。

市内の方が 9 名、市外の方が 1 名です。いずれの借り手も農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の要件を満たしております。契約期間、賃借料については議案書に記載のとおりです。説明は以上です。

よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局説明について、質問、意見等はありませんか。

(質問、意見なし)

特に意見はないようですので、議案第 5 号を採決します。

原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

「全員挙手」

全員賛成ですので議案第 5 号は、原案のとおり承認することに決定します。

次に、日程第 16 議案第 6 号『農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定による農業委員会の意見について（農振農用地利用計画変更）』4 件を議題とします。

事務局より説明してください。

(伴 則幸 事務局長)

議案第 6 号『農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定による農業委員会の意見について（農振農用地利用計画変更）』について、ご説明します。

議案書 33 頁、34 頁の計 4 件、計 13,737.94 m²が提出され、農業委員会の意見が求められています。内容につきましては、協議会にて農政課職員より説明させていただいたとおり、1 番 3 番の案件は、工場及び駐車場を整備するもの。2 番は自己用住宅、4 番は分家住宅をそれぞれ建設するための計画変更でございます。いずれも農用地の周辺部にあたり、必要性、適当性があり、他の土地で代えることが困難と認めております。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局説明について、質問、意見等はありませんか。

(質問、意見なし)

それでは、担当地区委員より意見をいただきたいと思います。

1 番の案件について、浅田委員どうぞ。

(浅田 勲 委員)

1 番の申出地の農振除外後の農地区分は、第 2 種農地ですが、集落に接続していることから、農地法の許可見込はあります。農用地の周辺部であり、農業上の土地利用に支障を及ぼす恐れはないと考えられますので、特に問題ありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などありませんか。

(「なし」の声)

2 番の案件について加古俊治委員どうぞ。

(加古俊治 委員)

2 番の申出地の農振除外後の農地区分は、第 2 種農地ですが、集落に接続していることから、農地法の許可見込はあります。農用地の周辺部であり、農業上の土地利用に支障を及ぼす恐れはないと考えられますので、特に問題ありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などございますか。

(「なし」の声)

3 番の案件について山口委員どうぞ。

(山口茂樹 委員)

3 番の申出地の農振除外後の農地区分は、第 3 種農地です。自社工場の増築で、国道 3 0 2 号と市道に囲まれており、農地法の許可見込はあります。農用地の周辺部であり、農業上の土地利用に支障を及ぼす恐れはないと考えられますので、特に問題ありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などございますか。

(「なし」の声)

4 番の案件について深谷英一委員どうぞ。

(深谷英一 委員)

4 番の申出地の農振除外後の農地区分は、第 3 種農地です。集落に接続していることから、農地法の許可見込はあります。農用地の周辺部であり、農業上の土地利用に支障を及ぼす恐れはないと考えられますので、特に問題ありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などございますか。

(「なし」の声)

特に意見はないようですので、議案第 6 号を採決します。
原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

「全員挙手」

全員賛成ですので、議案第 6 号は、委員会の意見なしで市長に回答することに決定いたします。

これで、全案件の審議が終了いたしました。

以上を持ちまして、第 6 7 8 回総会を閉会します。